平成２６年（フ）第１５１号
静岡市清水区港南町10番２号　駒越団地Ｂ302
債務者　雨宮美佐子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５７号
岡山市東区浅川71番地４
債務者　崎塩　澄枝
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６号
岡山市東区久保260番地３
債務者　佐中　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
大分県国東市安岐町下原1227番地２　かえで住宅134号
債務者　清原恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
大分県中津市大字植野2007番地１　ユリシス弐番館201号室
債務者　山下　将徳
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
長崎県佐世保市花高２丁目１番６―105号
債務者　土肥恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
長崎県佐世保市大黒町27番３号、旧住所長崎県佐世保市高天町14番13号　松尾ビル203
債務者　濱田　一誉
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第８号
岩手県宮古市板屋３丁目９番31号
債務者　城内　　仁
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第６３号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷2100番地
債務者　北川　正敏
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
北海道上川郡清水町北２条西５丁目２番地１　若松団地７号
債務者　安藤　秀美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
北海道帯広市緑ケ丘７丁目２番地５
債務者　宮田　直美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
北海道帯広市西23条南３丁目31番地２　新緑第２団地９棟202号室
債務者　西塚　静香（旧姓堂嶽）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
沖縄県沖縄市胡屋２丁目５番12号　仲間アパート101
債務者　山城美代子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５４号
沖縄県沖縄市泡瀬６丁目23番11号　コーポハイビスカス201号室
債務者　山里　愛里（旧姓仲宗根）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３６０８号
東京都練馬区大泉町３丁目28―17―207
債務者　飯泉八代江
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６０９号
東京都青梅市大門２丁目203―１―103
債務者　西田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部